

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	2
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	3
8	総会（委員の全員をもって構成する合議体）	6
9	各部会の調査審議回数	7
10	地方での口頭意見陳述聴取の実施	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	8
2	答申結果の分類	8
3	平均処理期間・審議回数	9
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	9
5	インカメラ	9
6	ヴォーンインデックス	9
7	特徴のある事件	10
8	その他	12

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	13
2	答申結果の分類	13
3	平均処理期間・審議回数	14
4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績	14
5	インカメラ	15
6	ヴォーンインデックス	15
7	特徴のある事件	15
8	その他	17

IV 付言の実績	18
----------	----

平成23年度の調査審議等の状況

(平成23年4月～平成24年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成23年度の諮問件数は906件、答申件数は922件である。

なお、平成13年度から平成23年度までの総諮問件数は9,089件、総答申件数は8,081件であり、平成23年度末時点で審議中の件数は657件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成23年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	669	675	31
個人情報保護	237	247	4
合計	906	922	35

[平成23年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	807	788	31
独立行政法人等	99	134	4
合計	906	922	35

[平成13年度～平成23年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成22年度末) (a-b-c)
行政機関	8,086	7,223	288	575
独立行政法人等	1,003	858	63	82
合計	9,089	8,081	351	657

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

1-1 中間答申

平成23年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

平成23年度における諮問事件の取下げは、合計で35件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ理由の内訳)

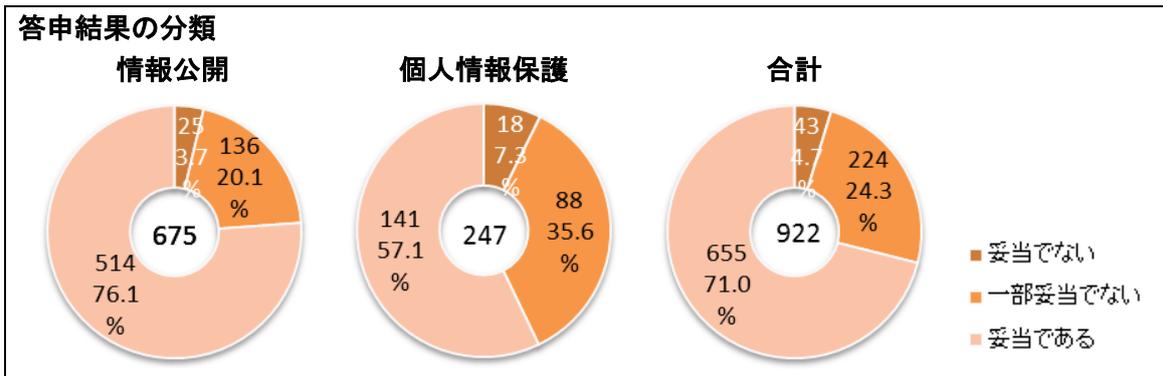
諮問種別		件数	合計
情報公開	行政機関	29	31
	独立行政法人	2	
個人情報保護	行政機関	2	4
	独立行政法人	2	

不服申立人の自主的な取下げ	12件
全部開示	3件
その他	20件

2 答申結果の分類

平成23年度に出された答申件数(922件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、267件(29.0%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	25件 (3.7%)	18件 (7.3%)	43件 (4.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	136件 (20.1%)	88件 (35.6%)	224件 (24.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	514件 (76.1%)	141件 (57.1%)	655件 (71.0%)



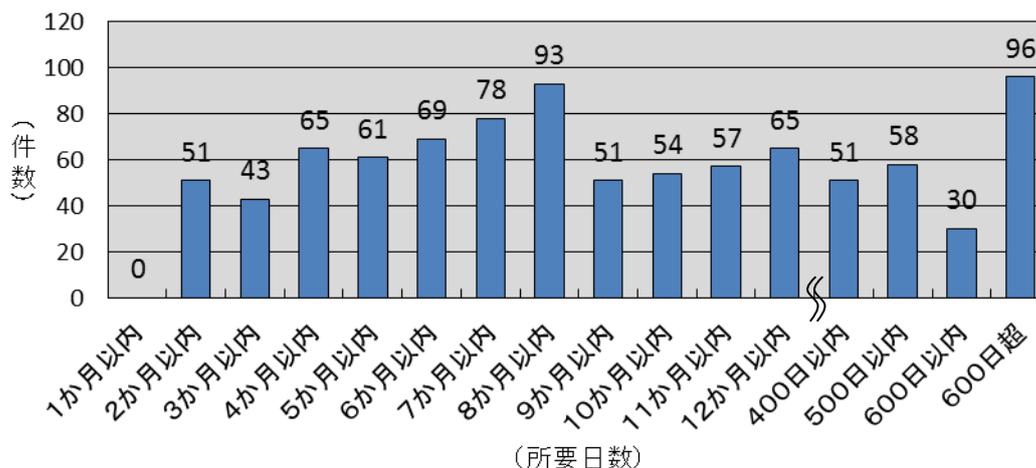
3 平均処理期間・審議回数

平成23年度の答申(922件)について、平均処理期間は313.8日、平均審議回数は3.0回であり、最短の事件では34日で処理が終了しており(平成23年度(行情)答申第193号)、最長の事件では1,776日かかっている(平成23年度(独情)答申第75号及び平成23年度(独個)答申第42号)。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.4回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の2分の1は8か月以内で答申を出しており、全体の4分の3は12か月以内に答申を出している。

答申所要日数



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

- (1) 平成23年度の答申(922件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは22件である。
- (2) このうち、7件について、設置法12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

5 インカメラ

平成23年度の答申(922件)についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは532件である。

- (注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成23年度の答申(922件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

- (注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理して提出している場合がある。

7 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成23年度の様子は以下のとおりである。

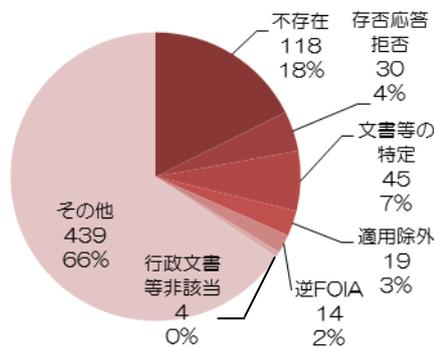
(諮問)

(単位：件)

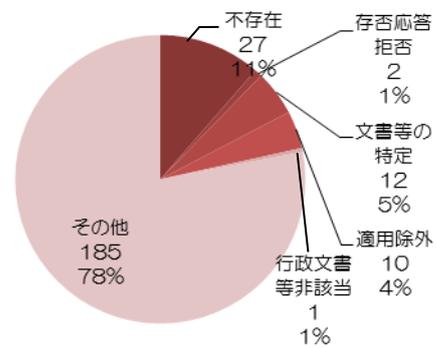
	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	118	27	145
存否応答拒否事件	30	2	32
文書等の特定を争う事件	45	12	57
適用除外事件	19	10	29
逆FOIA事件	14	0	14
行政文書等非該当事件	4	1	5

諮問件数

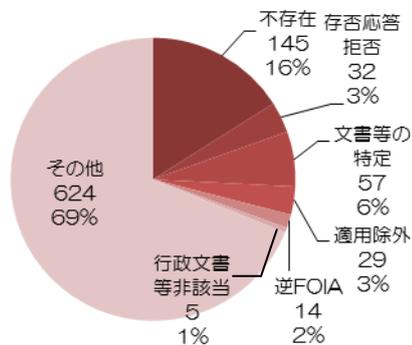
情報公開 (669件)



個人情報保護 (237件)



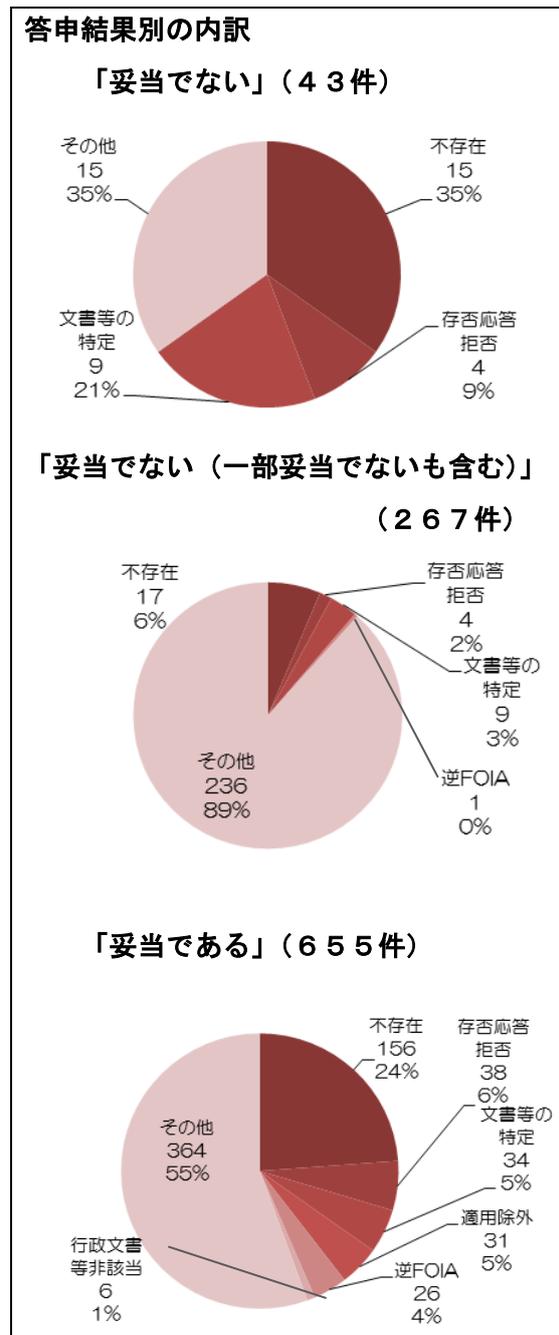
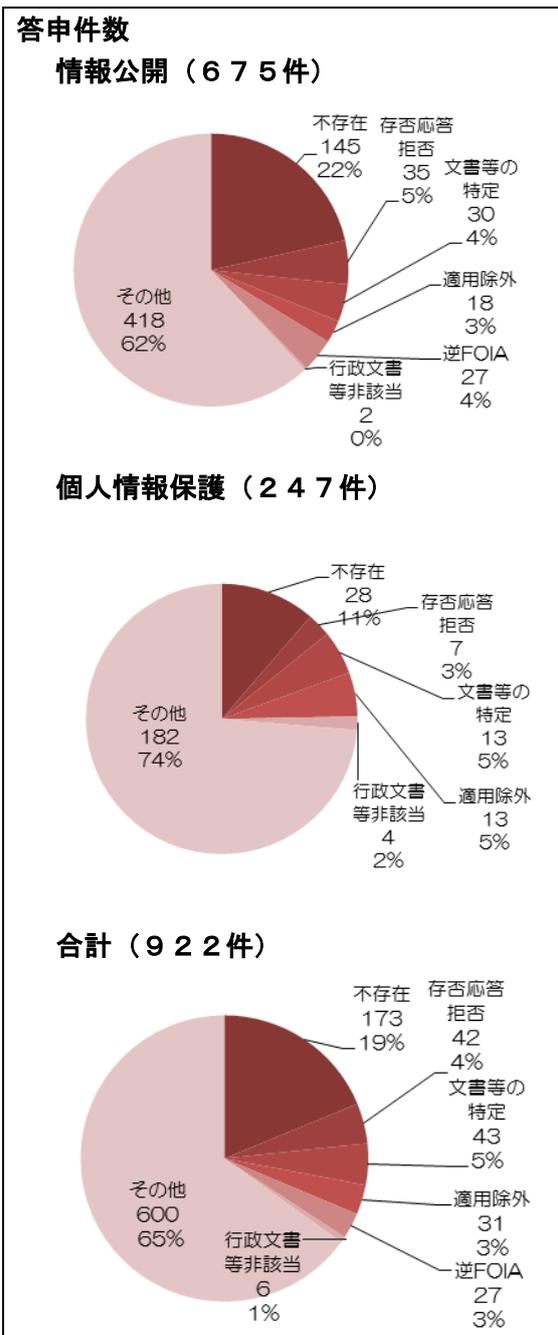
合計 (906件)



(答申)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計	全部を妥当でないとした答申数 (一部妥当でないとした答申も加えた件数)	
				情報公開	個人情報保護
不存在事件	145	28	173	11 (13)	4 (4)
存否応答拒否事件	35	7	42	1 (1)	3 (3)
文書等の特定を争う事件	30	13	43	5 (5)	4 (4)
適用除外事件	18	13	31	0 (0)	0 (0)
逆FOIA事件	27	0	27	0 (1)	0 (0)
行政文書等非該当事件	2	4	6	0 (0)	0 (0)



7-1 不存事件

不存事件については、平成23年度で145件（情報公開118件，個人情報保護27件）の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、173件（情報公開145件，個人情報保護28件）について答申を出している。

この不存事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は15件あり、情報公開関連が11件（注1），個人情報保護関連が4件（注2）ある。

（注）1 平成23年度（行情）答申第63号、第298号、第375号、第419号、第454号、第468号、第485号、第515号及び第536号並びに平成23年度（独情）答申第36号及び第38号

（注）2 平成23年度（行個）答申第84号、第120号、第156号及び第201号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成23年度に32件（情報公開30件、個人情報保護2件）の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、42件（情報公開35件、個人情報保護7件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは4件あり、情報公開関連が1件（注1）、個人情報保護関連が3件（注2）ある。

- (注) 1 平成23年度（行情）答申第336号
2 平成23年度（行個）答申第101号、第199号及び第200号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成23年度に57件（情報公開45件、個人情報保護12件）の諮問を受け、平成22年度以前の諮問を含め、43件（情報公開30件、個人情報保護13件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは9件あり、情報公開関連が5件（注1）、個人情報保護関連が4件（注2）である。

- (注) 1 平成23年度（行情）答申第5号、第6号、第36号、第71号及び第111号
2 平成23年度（行個）答申第39号及び第186号並びに平成23年度（独個）答申第12号及び第20号

7-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成23年度に29件（情報公開19件、個人情報保護10件）の諮問を受け、平成22年度以前の諮問を含め、31件（情報公開18件、個人情報保護13件）について答申を出している。

7-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成23年度に14件（全て情報公開）の諮問を受け、平成22年度以前の諮問を含め、27件（全て情報公開）について答申を出している。

7-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成23年度に5件（情報公開4件、個人情報保護1件）の諮問を受け、平成22年度以前の諮問を含め、6件（情報公開2件、個人情報保護4件）について答申を出している。

8 総会（委員の全員をもって構成する合議体）

8-1 総会

平成23年度は、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下、「設置法」という。）6条2項に基づく総会は、開催しなかった。

8-2 運営会議

平成23年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した（平成23年10月6日）。

9 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	30回
第2部会	33回
第3部会	28回
第4部会	34回
第5部会	32回

10 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成23年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を地方において行った実績はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成23年度の諮問件数は669件、答申件数は675件である。

なお、平成13年度から平成23年度までの総諮問件数は7,722件、総答申件数は6,950件であり、平成23年度末時点での審議中の件数は461件である。

○情報公開関連

[平成23年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	621	586	29
独立行政法人等	48	89	2
合計	669	675	31

[平成13年度～平成23年度]

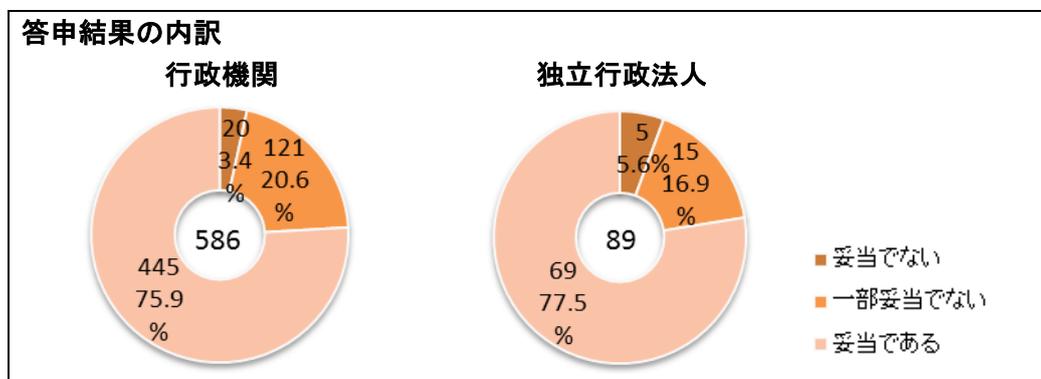
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成22年度末) (a-b-c)
行政機関	6,995	6,314	256	425
独立行政法人等	727	636	55	36
合計	7,722	6,950	311	461

2 答申結果の分類

平成23年度に出された答申件数(675件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、161件(23.9%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	25件(3.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	136件(20.1%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	514件(76.1%)

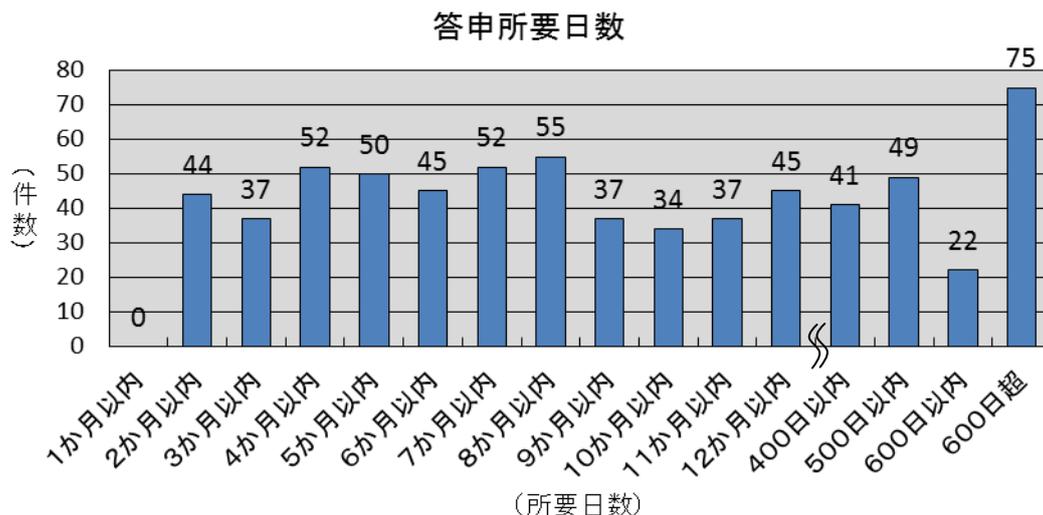


3 平均処理期間・審議回数

平成23年度の答申（675件）について、平均処理期間は319.4日、平均審議回数は3.1回であり、最短の事件では34日で処理が終了しており（平成23年度（行情）答申第193号）、最長の事件では1,776日かかっている（平成23年度（独情）答申第75号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.5回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の2分の1は8か月以内で答申を出しており、全体の4分の3は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

(1) 平成23年度の答申（675件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは18件である。

(2) このうち、7件について、設置法12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口頭説明の聴取を行っている。

5 インカメラ

平成23年度の答申（675件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは385件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成23年度の答申（675件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

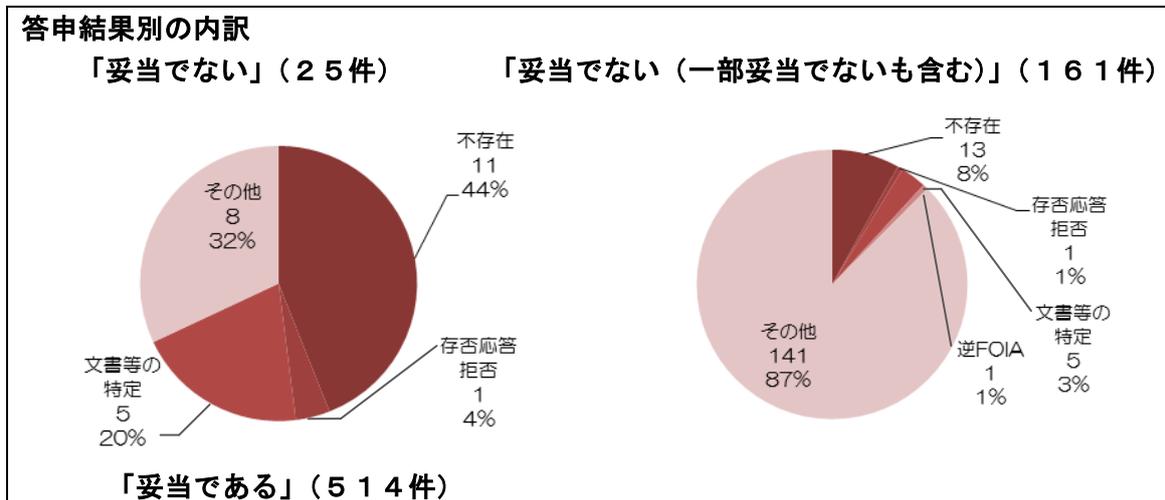
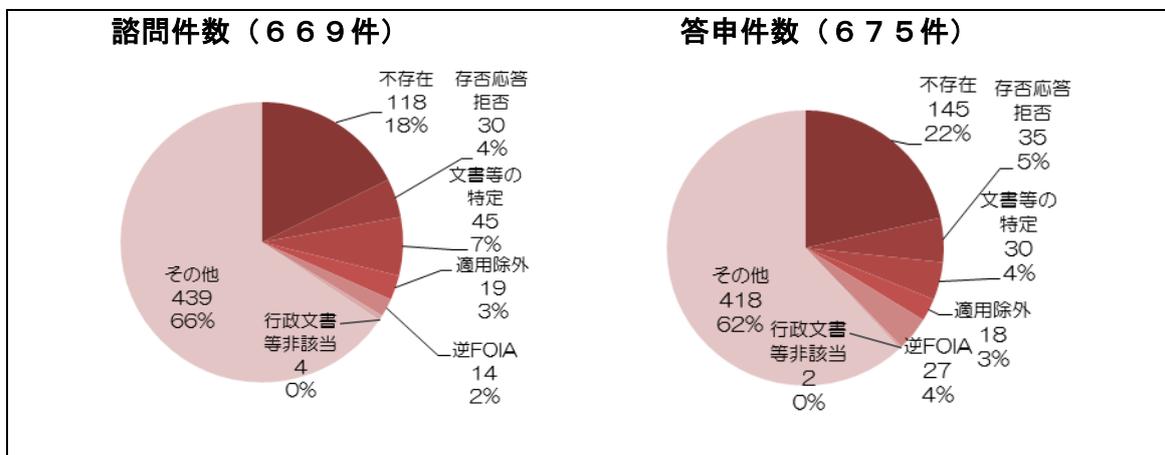
(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

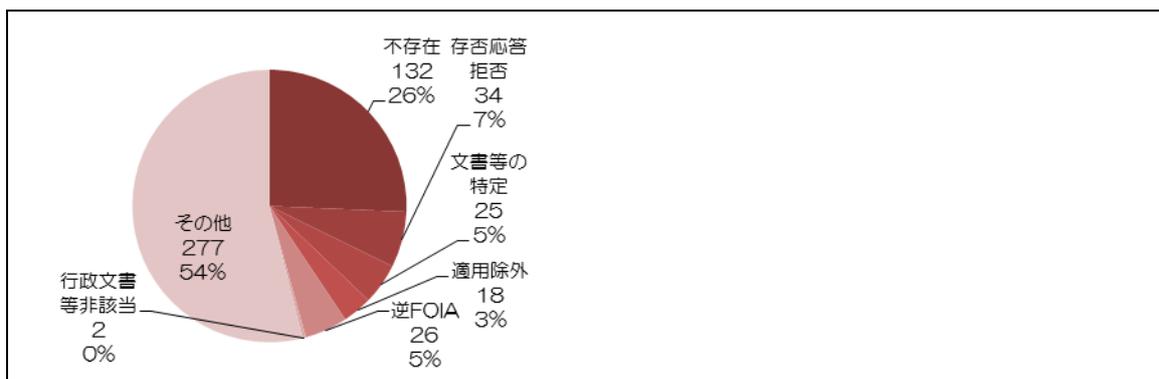
7 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成23年度の状況は以下のとおりである。

(単位：件，%)

区分	諮問	答申	
	件数	件数	全部を妥当でないとした答申数 (一部妥当でないとした答申も加えた件数)
不存在事件	118	145	11 (13)
存否応答拒否事件	30	35	1 (1)
文書の特定を争う事件	45	30	5 (5)
適用除外事件	19	18	0 (0)
逆FOIA事件	14	27	0 (1)
行政文書等非該当事件	4	2	0 (0)





7-1 不存事件

不存事件については、平成23年度では118件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、145件について答申を出している。

この不存事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、11件（注）である。

（注）平成23年度（行情）答申第63号、第298号、第375号、第419号、第454号、第468号、第485号、第515号及び第536号並びに平成23年度（独情）答申第36号及び第38号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成23年度に30件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、35件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件（注）である。

（注）平成23年度（行情）答申第336号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成23年度に45件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、30件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、5件（注）である。

（注）平成23年度（行情）答申第5号、第6号、第36号、第71号及び第111号

7-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成23年度に19件の諮問を受け、18件について答申を出している。

7-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成23年度に14件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、27件について答申を出している。

7-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成23年度に4件の諮問を受け、2件について答申を出している。

8 その他

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注） 平成23年度（独情）答申第69号

8-2 文書の不特定

具体的な対象文書を特定することなく不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は違法であるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注） 平成23年度（行情）答申第559号

8-3 行政文書の一部を特定

行政文書の一部を特定した原処分には法の解釈適用の誤りがあるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注） 平成23年度（行情）答申第85号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成23年度の諮問件数は237件、答申件数は247件である。

なお、平成17年度から平成23年度までの総諮問件数は1,367件、総答申件数は1,131件であり、平成23年度末時点で審議中の件数は196件である。

○個人情報保護関連

[平成23年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	186	202	2
独立行政法人等	51	45	2
合計	237	247	4

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	173	186	1	42	36	2
訂正請求関連	11	14	1	6	8	0
利用停止請求関連	2	2	0	3	1	0
合計	186	202	2	51	45	2

[平成17年度～平成23年度]

(単位：件)

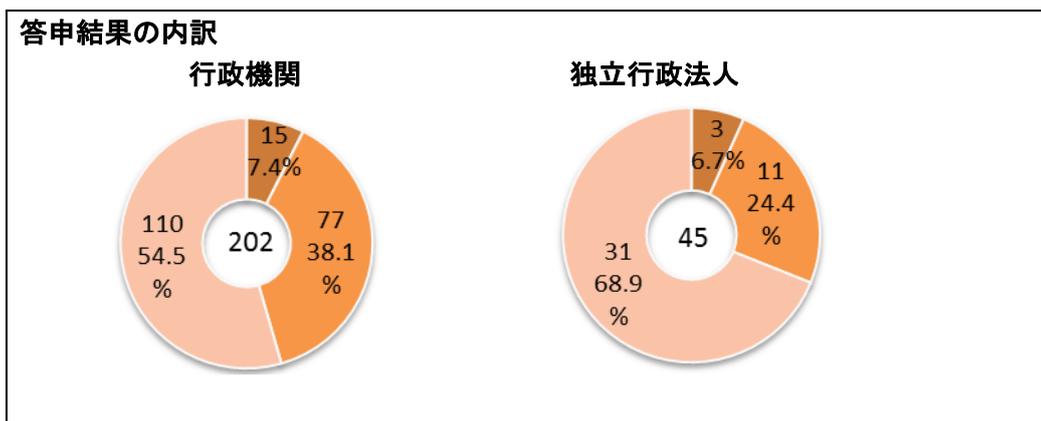
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (平成22年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	1,091	909	32	150
独立行政法人等	276	222	8	46
合計	1,367	1,131	40	196

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成23年度に出された答申件数(247件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、106件(42.9%)である。

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	18件(7.3%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	88件(35.6%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	141件(57.1%)

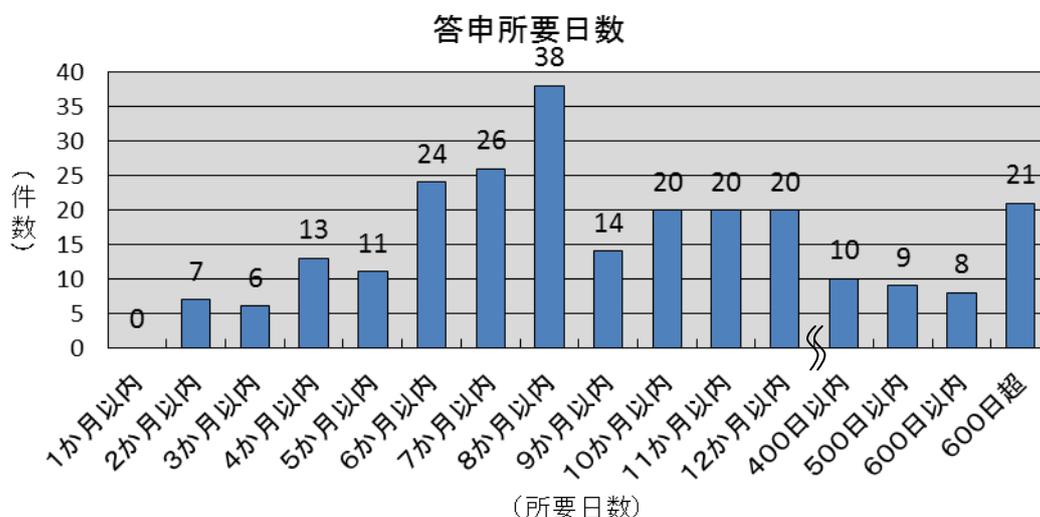


3 平均処理期間・審議回数

平成23年度の答申（247件）について、平均処理期間は298.6日、平均審議回数は2.8回であり、最短の事件では42日で処理が終了しており（平成23年度（独個）答申第11号）、最長の事件では1,776日かかっている（平成23年度（独個）答申第42号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.2回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の2分の1は8か月以内で答申を出しており、全体の5分の4は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成23年度の答申（247件）についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは4件である。

（注）すべて部会による聴取実績である。

5 インカメラ

平成23年度の答申（247件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは147件となっている。

（注） 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成23年度の答申（247件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

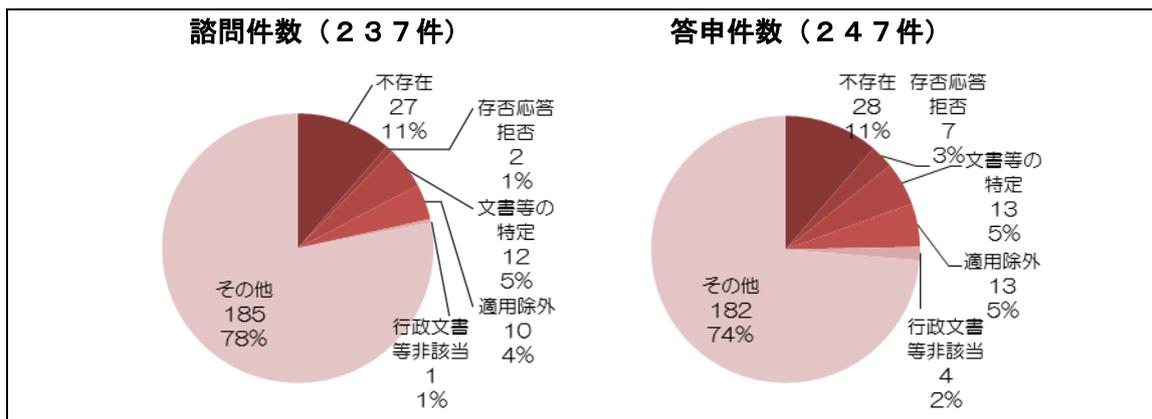
（注） ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理して提出している場合がある。

7 特徴のある事件

存否応答拒否事件、不存在事件等の特徴のある諮問事件については、平成23年度の様子は以下のとおりである。

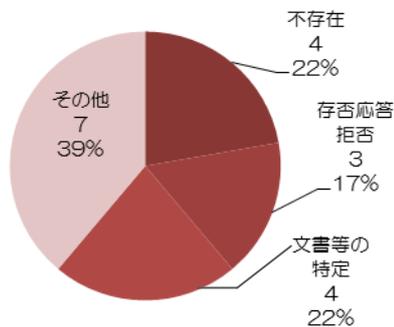
（単位：件，％）

区 分	諮 問	答 申	
	件数	件数	全部を妥当でないとした答申数 (一部妥当でないとした答申も加えた件数)
不存在事件	27	28	4 (4)
存否応答拒否事件	2	7	3 (3)
保有個人情報の特定を争う事件	12	13	4 (4)
適用除外事件	10	13	0 (0)
逆FOIA事件	0	0	0 (0)
保有個人情報非該当事件	1	4	0 (0)



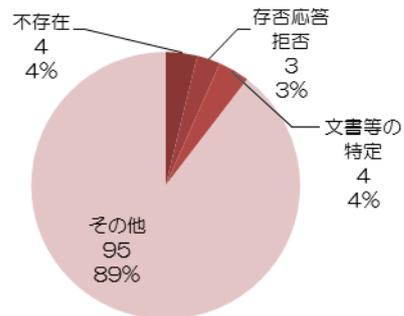
答申結果別の内訳

「妥当でない」(18件)

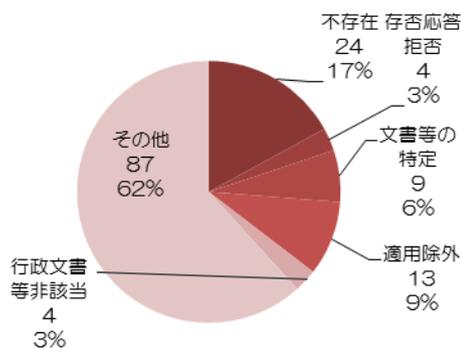


妥当でない(一部妥当でないも含む)

(106件)



「妥当である」(141件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成23年度では27件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、28件について答申を出している。

この不存在に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、4件(注)である。

(注) 平成23年度(行個)答申第84号、第120号、第156号及び第201号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成23年度に2件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、7件について答申を出している。

この存否応答拒否に関する答申のうち、妥当でないとされたものは3件(注)である。

(注) 平成23年度(行個)答申第101号、第199号及び第200号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成23年度に12件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、13件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは4件(注)である。

(注) 平成23年度(行個)答申第39号及び第186号並びに平成23年度(独個)答申第12号及び第20号

7-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成23年度に10件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問を含め、13件について答申を出している。

7-5 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成23年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

7-6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成23年度に1件の諮問を受け、平成22年度以前の諮問も含め、4件について答申を出している。

8 その他

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）平成23年度（独個）答申第37号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成23年度の答申を整理すると、97件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど12の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（39件）が最も多く、続いて、文書管理に関する付言（18件）、開示・不開示の判断に関する付言（14件）、情報提供に関する付言及び開示決定時等の理由の提示に関する付言（それぞれ8件）、開示決定の迅速・的確化に関する付言（7件）などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

（注） 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（39件）

・本件は、異議申立てから諮問までに、5年5か月近くを経過しており、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難く、諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成23年度（行情）答申第23号）

・本件においては、審査請求から諮問までに約1年9か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とは言い難い。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成23年度（行個）答申第3号）

など

2) 文書管理について付言したもの（18件）

・諮問庁は、本件対象文書については、国土交通省文書管理規則の規定に基づき作成・管理することとなっている行政文書ファイル管理簿に記載がなかったため、廃棄の有無が確認できなかったと説明する。公文書等の管理に関する法律が施行される平成23年4月1日前の法22条及び23条並びに同法施行令16条によれば、行政機関の長は、法の適正かつ円滑な運用を行うため、行政文書を適正に管理し、かつ開示請求者が容易かつ的確に開示請求できるよう、行政文書の特定に資する情報の提供その他適切な措置を講ずべきとされ、その趣旨は、公文書等の管理に関する法律に引き継がれており、行政文書ファイル管理簿は、国民に対して、開示請求の対象となる情報が行政機関においてどのような形で存在しているかを示す重要な手がかりの一つである。本件において、本件対象文書の取得等を行政文書ファイル管理簿に記載することを怠っていたことは、適切さを欠くものと言わざるを得ず、今後、処分庁においては、公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえ、文書管理のより一層の適正化を図ることが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第92号)

- ・文書管理に関する定めの上で保存すべき法人文書として、管理台帳に記載はあるものの、実際の照会文書及び回答文書の所在が不明なもの等が認められた。これら照会文書や回答文書は、大学入試センターの主要な業務であるセンター試験に係る照会、提言等を含む文書であると思料されるところ、その所在が確認できないことは、文書管理が適正に実施されているか否かを疑わせるものである。公文書等の管理に関する法律が施行される平成23年4月1日以前の法23条によれば、独立行政法人等は、法の適正かつ円滑な運用を行うため、法人文書を適正に管理するものとされ、さらに、この趣旨は、現行の公文書等の管理に関する法律に引き継がれていることを踏まえ、処分庁においては、文書管理のより一層の適正化を図ることが望まれる。

(平成23年度(独情)答申第42号)

など

3) 開示・不開示の判断について付言したもの(14件)

- ・処分庁が、本来、不開示とすべきとする部分を原処分において不開示部分として特定せず、諮問庁も原処分を妥当として諮問をしたものと認められる。これらの事情を考慮すると、本件開示請求につき、原処分及び諮問の段階で、開示すべき文書又は情報か否かについて十分精査した上で、原処分及び諮問を行っているとは認め難い。したがって、今後、開示決定等に当たっては、その対象となる内容等を十分精査して決定等すべきである。

(平成23年度(行情)答申第532号)

- ・当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、本件開示請求と同時期に、署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、愛知労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しているとのことであった。そして、諮問庁に対する本件審査請求から、諮問庁による当審査会への諮問と相前後して、上記労災保険給付に係る審査請求事件について愛知労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては、既に決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、その後の事情の変化を踏まえ、諮問庁の現時点における対応としては、愛知労働者災害補償保険審査官から既に審査請求人に対して開示された情報については、可能な限り開示することが望ましい。

(平成23年度(行個)答申第4号)

など

4) 情報提供について付言したもの(8件)

- ・審査請求人は、法に基づく開示請求により、本件対象文書の開示が受けられるのか、あるいは、行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求をしなければ、本件対象文書が開示されないか等について処分庁に質問したが、自分で判断するようにと回答を行うなど、法23条に定められた開示請求をしようとする者に対する情報の提供を怠ったと主張する。審査請求人からの審査請求書及び意見書並びに諮問庁からの理由説明書には、

特定人からのセクハラに関する相談や特定損害賠償請求に係る情報など特定人に係る個人情報に具体的に記載されていたが、本答申は、法に基づく開示請求に係る判断を行うものである以上、これらの記載は、調査審議の直接の対象とはならないので、省略している。そもそも、本件開示請求の趣旨に照らせば、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求を行うよう教示すべきであったものであり、今後、開示請求に係る事務手続において、的確な対応をすることが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第63号)

- ・本件開示請求は、本来であれば、個人情報保護法に基づく開示請求をすべき事案だったと考えられることから、処分庁は同法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、同法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、適切な対応をすることが望まれる。

(平成23年度(独情)答申第83号)

など

5) 開示決定時等の理由の提示について付言したもの(8件)

- ・本件開示決定通知書には、該当する文書のうち現存するもののみを特定した上で開示決定を行ったことが説明されていないため、本件対象文書として特定されなかった文書については、文書の特定漏れであるのか不存在であるのかが判然としないので、諮問庁においては、今後は適正に理由付記を行うことが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第61号)

- ・諮問庁は、本件異議申立てに対する理由説明書において、原処分を経緯を説明する中で、別件開示請求は権利濫用である旨を主張しているが、当該主張は、別件決定に対するものであり、本件異議申立てに対する原処分の説明としては不相当である。また、諮問庁が主張する事情のみでは、別件開示請求を権利濫用とまで言うことに疑問の念を抱かざるを得ない。今後、科学技術振興機構においては、適切な理由付記を行うことが望まれる。

(平成23年度(独情)答申第61号)

など

6) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(7件)

- ・処分庁は、法の解釈適用を誤り、本件対象文書の一部のみを対象文書として特定し原処分を行っているが、これによって手続が遅延し、異議申立人に不利益になることがないよう、改めて開示決定等を行う場合には、迅速な事務処理が望まれ、また、今後の開示決定等に係る事務処理においては、適正な対応が望まれる。

(平成23年度(行情)答申第85号)

- ・審査請求人は、①本件開示請求に対する処分が2つに分けられたのは、審査請求人の意図するものではないことから、1件の処分を行うべきである、②原処分については、開示する保有個人情報の利用目的が誤っていると主張する。しかし、①の主張については、法は一の保有個人情報の開示請求に対して、個々に開示決定と不開示決定を行うことを禁止しているものとは解されないため、審査請求人の主張は採用できない。ただし、本件の場

合、原処分2で本件請求保有個人情報に該当しないとした部分については、原処分1で特定した保有個人情報のみについて開示・不開示の判断をすれば足りるのであって、これに重ねて原処分2を行ったことは、違法、不当とまでは言えないものの、適切な事務処理であったとも言えない。

(平成23年度(行個)答申第61号)

など

7) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(5件)

・法に基づく開示請求に対する処分においては、原則として、対象文書の文書名を、表題、作成日付又は文書番号等で客観的に他から識別できるように特定すべきものであり、とりわけ、全部不開示決定においては、その必要性は高い。したがって、原処分において、処分庁が本件対象文書の名称を明らかにしなかったことは適切であったとは言えず、今後、開示請求に対応する対象文書の名称等を不開示情報に配慮しつつ、適切に記載することが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第29号)

・当審査会において、本件諮問書に添付された行政文書開示請求書(以下「開示請求文書」という。)及び行政文書開示決定通知書(以下「開示決定通知書」という。)を確認したところ、開示決定通知書の開示する行政文書の名称欄には、開示請求文書に記載された請求する行政文書の名称をそのまま引用して記載しており、本件対象文書の名称が記載されていないことが認められる。法に基づく開示請求に対する処分においては、原則として、対象文書の文書名を、表題、作成日付又は文書番号等で客観的に他から識別できるように特定すべきものである。したがって、処分庁が原処分において、本件対象文書の名称を明らかにしなかったことは適切であったとは言えず、今後、開示請求に対応する対象文書の名称等を適切に記載することが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第230号)

など

8) 補正に関する対応について付言したもの(4件)

・外務省では、本件開示請求時において本件ファイル件名一覧を保有しており、本件開示請求が外務省ホームページの表現に従って「外交記録文書の件名一覧」とされていたのであるから、その趣旨は、「ファイルの件名一覧」を求めたものと解することができたはずであり、仮に本件開示請求の趣旨に疑義があったのであれば、異議申立人にその趣旨を確認するか補正の求めを行えば、異議申立人の意図に沿った請求内容になったものと考えられる。したがって、処分庁においては、今後、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応を行うことが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第536号)

・諮問庁は、本件開示請求について、①対象文書が特定されておらず、形式不備であり、②これに加えて、本件開示請求に至る経緯を鑑みると、権利濫用である旨主張している。しかしながら、①の点については、処分庁は、異議申立人の過去の開示請求の経緯のみを

基に、異議申立人が補正を行わないものと独断し、異議申立人に開示請求書の補正を求めることなく、形式不備により不開示とする原処分を行っているところ、原処分に至るこのような手続は、法4条2項の趣旨に照らして妥当とは言えない。さらに、②の点についても、諮問庁の主張する事情のみから、直ちに権利濫用と断ずることもできない。したがって、上記の①及び②につき、今後は、情報公開制度の趣旨に従った適切な対応が望まれる。

(平成23年度(独情)答申第84号)

など

9) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(3件)

・原処分において文書18ないし文書20を特定しなかったことは、消費者庁が事務局機能の移管に伴う関連文書の引継ぎにより、当該文書を保有していないと判断した事情はあるが、本件開示決定の際に文書の探索が十分に行われていなかったものと考えられる。このような処分庁の事務処理は、法の適正な運用を十分に行ったとは言えず、今後においては、開示決定の際に、文書の探索を徹底することが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第477号)

など

10) 文書の特定について付言したもの(2件)

・処分庁は、本件開示請求に対し、本件請求文書に該当する文書として本件台帳を保有していたが、これを対象文書として特定せずに原処分を行った。開示請求の対象となる行政文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に処分後に対象文書の特定漏れが判明した場合には追加の開示決定等を行うべきものであるから、処分庁における今後の開示決定等に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。

(平成23年度(行情)答申第83号及び第84号)

11) 審査会への対応について付言したもの(2件)

・諮問庁は、理由説明書において、資料12-1-2、資料25-2-4及び資料25-2-5は、公団住宅耐震診断等委員会(第12回)資料であると説明するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、「資料」の後の数字は、同委員会の開催数を示しており、資料12-1-2については、同委員会(第12回)の資料であるが、資料25-2-4及び資料25-2-5については、同委員会(第25回)の資料であり、同委員会(第25回)資料と記載すべきところ、同委員会(第12回)資料に含めて記載したと説明する。理由説明書及び補充理由説明書は、原処分の決定についての諮問庁の考え方及び理由を記載するものであることから、諮問庁は、今後、理由説明書及び補充理由説明書を作成する際には、当該文書の記載に事実誤認等がないかを確認するなど、適切に処理することが望まれる。

(平成23年度(独情)答申第7号)

など

12) その他(3件)

・少なくとも原処分において処分庁が開示するとしている部分については、上記のような特定会社1の行うとした不動産の一括売却をめぐる社会的、政治的論議における総務省の独自の評価の根拠を明らかにする説明責任の充足といった公益目的のため、本件対象文書について異議申立人の公表権が制約を受けることは、情報公開制度の趣旨に照らしてやむを得ないものと認められる。したがって、諮問庁の本件対象文書の開示部分については、法7条に定める公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合であるとの主張は妥当であり、著作権法18条4項1号の規定に基づき、同条1項を適用しないこととすべきである。なお、処分庁は、著作権法上の公表権を念頭に置き、あらかじめ法に基づく開示に同意を得るなど、情報公開制度の趣旨が損なわれることのないよう措置を講じることが望まれる。

(平成23年度(行情)答申第562号)

・電話確認文書によれば、開示請求Aに対する処理を照会した異議申立人に対し、開示請求Aに対する処理を続行する場合、異議申立人が別途行った生活保護に対する再審査請求の裁決が遅れる旨を説明しており、このような異議申立人への対応は、異議申立人に対して再審査請求の裁決と引替えに開示請求Aの取下げを促したものであると認められることから、法に基づく開示請求者の権利を害する重大な行為であることを認識し、今後、行わないようにすべきである。

(平成23年度(行個)答申第87号)

など

【参考】平成23年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(39件)	平成23年度(行情) 答申第23号
	平成23年度(行情) 答申第32号
	平成23年度(行情) 答申第63号
	平成23年度(行情) 答申第87号
	平成23年度(行情) 答申第88号
	平成23年度(行情) 答申第207号
	平成23年度(行情) 答申第318号
	平成23年度(行情) 答申第319号
	平成23年度(行情) 答申第320号
	平成23年度(行情) 答申第334号
	平成23年度(行情) 答申第335号
	平成23年度(行情) 答申第391号
	平成23年度(行情) 答申第407号
	平成23年度(行情) 答申第416号
	平成23年度(行情) 答申第435号
	平成23年度(行情) 答申第436号
	平成23年度(行情) 答申第525号
	平成23年度(行情) 答申第581号
	平成23年度(行情) 答申第582号
平成23年度(行個) 答申第15号	
平成23年度(行個) 答申第16号	
平成23年度(行個) 答申第31号	
平成23年度(行個) 答申第49号	
平成23年度(行個) 答申第59号	
平成23年度(行個) 答申第84号	
平成23年度(行個) 答申第93号	
平成23年度(行個) 答申第94号	
平成23年度(行個) 答申第95号	
平成23年度(行個) 答申第99号	
平成23年度(行個) 答申第106号	
平成23年度(行個) 答申第114号	
平成23年度(行個) 答申第115号	
平成23年度(行個) 答申第116号	
平成23年度(行個) 答申第141号	
平成23年度(行個) 答申第142号	
平成23年度(行個) 答申第148号	

	平成23年度（行個） 答申第186号 平成23年度（行個） 答申第187号
2) 文書管理について付言したもの（18件）	平成23年度（行情） 答申第92号 平成23年度（行情） 答申第294号 平成23年度（行情） 答申第378号 平成23年度（行情） 答申第416号 平成23年度（行情） 答申第487号 平成23年度（行情） 答申第533号 平成23年度（行情） 答申第552号 平成23年度（行情） 答申第553号 平成23年度（行情） 答申第565号 平成23年度（行情） 答申第566号 平成23年度（行情） 答申第568号 平成23年度（行情） 答申第585号 平成23年度（独情） 答申第42号 平成23年度（独情） 答申第87号 平成23年度（独情） 答申第88号 ----- 平成23年度（行個） 答申第58号 平成23年度（行個） 答申第84号 平成23年度（行個） 答申第201号
3) 開示・不開示の判断について付言したもの（14件）	平成23年度（行情） 答申第225号 平成23年度（行情） 答申第358号 平成23年度（行情） 答申第416号 平成23年度（行情） 答申第532号 平成23年度（行情） 答申第541号 平成23年度（行情） 答申第561号 平成23年度（独情） 答申第83号 平成23年度（独情） 答申第84号 平成23年度（独情） 答申第86号 ----- 平成23年度（行個） 答申第4号 平成23年度（行個） 答申第135号 平成23年度（行個） 答申第136号 平成23年度（行個） 答申第138号 平成23年度（行個） 答申第148号
4) 情報提供について付言したもの（8件）	平成23年度（行情） 答申第63号 平成23年度（行情） 答申第71号 平成23年度（行情） 答申第111号 平成23年度（行情） 答申第288号 平成23年度（行情） 答申第297号

	平成23年度（行情）答申第403号 平成23年度（行情）答申第435号 平成23年度（独情）答申第83号
5) 開示決定時等の理由の提示 について付言したもの（8件）	平成23年度（行情）答申第61号 平成23年度（行情）答申第86号 平成23年度（行情）答申第87号 平成23年度（行情）答申第88号 平成23年度（行情）答申第451号 平成23年度（行情）答申第435号 平成23年度（独情）答申第61号 平成23年度（独情）答申第83号
6) 開示決定の迅速・的確化に ついて付言したもの（7件）	平成23年度（行情）答申第85号 平成23年度（行情）答申第227号 平成23年度（行情）答申第228号 平成23年度（行情）答申第245号 平成23年度（行情）答申第246号 平成23年度（独情）答申第46号 平成23年度（行個）答申第61号
7) 開示決定等における対象文 書の表記について付言したも の（5件）	平成23年度（行情）答申第29号 平成23年度（行情）答申第230号 平成23年度（行情）答申第237号 平成23年度（行情）答申第532号 平成23年度（行情）答申第541号
8) 補正に関する対応について 付言したもの（4件）	平成23年度（行情）答申第378号 平成23年度（行情）答申第536号 平成23年度（独情）答申第84号 平成23年度（行個）答申第186号
9) 開示決定等に係る調査不足 について付言したもの（3件）	平成23年度（行情）答申第477号 平成23年度（行情）答申第489号 平成23年度（独情）答申第82号
10) 文書の特定について付言 したもの（2件）	平成23年度（行情）答申第83号 平成23年度（行情）答申第84号
11) 審査会への対応について 付言したもの（2件）	平成23年度（行情）答申第355号 平成23年度（独情）答申第7号
12) その他の付言（3件）	平成23年度（行情）答申第562号（著作権） 平成23年度（行情）答申第572号（手数料） 平成23年度（行個）答申第87号（権利侵害等）

(注) 平成23年度（行情）答申第63号、第87号、第88号、第378号、第416号、第435号、第532号及び第541号、平成23年度（独情）答申第83号及び第84号並びに平成23

年度（行個）答申第84号，第148号及び第186号においては，複数の項目にわたって付言している。